

平成26年度 第2回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成26年5月29日（木） 午後2時 開議

- 日程第1 承認事項 会議録の承認について（平成26年度第1回定例会）
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成26年度第2回臨時会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第5号 宮古島市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 議案第6号 宮古島市特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令について
- 日程第6 議案第7号 宮古島市立体育施設職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 議案第8号 宮古島市総合博物館嘱託員設置規程の一部を改正する訓令について
- 日程第8 議案第9号 宮古島市総合博物館協議会委員の任命について
- 日程第9 議案第10号 宮古島市史編さん委員会委員の委嘱について
- 日程第10 その他 学校規模適正化に関する要請書について

議案第 5 号

宮古島市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 26 年 5 月 29 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

学校教育法施行令の一部を改正する政令(平成25年8月26日付政令第244号)の公布に伴い、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

宮古島市就学指導委員会規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮古島市教育支援委員会規則

第1条中「就学指導」を「教育支援」に、「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

第2条中「就学指導」を「教育支援」に、同条第1号中「就学指導」を「就学支援」に改める。

第3条第1号中「宮古島市立幼稚園長」を「特別支援学級若しくは通級指導教室を有する宮古島市立幼稚園長」に、同条第2号中「特殊学級」を「特別支援学級」に、同条第4号中「特殊教育諸学校」を「特殊支援学校」に改める。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（守秘義務）

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

議案第6号

宮古島市特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成26年5月29日

宮古島市教育委員会

教育長 宮國 博

提案理由

学校教育法施行令の一部を改正する政令(平成25年8月26日付政令第244号)の公布に伴い、設置要綱を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令

宮古島市特別支援教育支援員設置要綱（平成23年宮古島市教育委員会訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「宮古島市就学指導委員会」を「宮古島市教育支援委員会」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

規則等改正議案関係資料（現行例規）

議案第 7 号

宮古島市立体育施設職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 26 年 5 月 29 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

体育施設職員の勤務時間を変更するには、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立体育施設職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市立体育施設職員の勤務時間に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項表中勤務時間の欄を次のように改める。

午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、宮古島市佐良浜スポーツセンターは、午前9時から午後6時15分までとする。
--

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

議案第 8 号

宮古島市総合博物館嘱託員設置規程の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 26 年 5 月 29 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

より円滑な館の運営を図るには、設置規程を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市総合博物館嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

宮古島市総合博物館嘱託員設置規程(平成19年宮古島市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、4週間を平均し、1週間の労働時間が職員の勤務時間の4分の3を超えない範囲内で、特定の週において4分の3を超えて勤務させることができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第9号

宮古島市総合博物館協議会委員の任命について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成26年5月29日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

任期満了に伴い、新たに任命する必要があるため、本案を提出します。

議案第10号

宮古島市史編さん委員会委員の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成26年5月29日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

任期満了に伴い、新たに委嘱する必要があるため、本案を提出します。